

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年11月1日 13時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市池島 <sup>いけ</sup> 東方沖 頭島 <sup>かしら</sup> 南灯台から真方位166° 2.9海里付近 (概位 北緯32° 52.0′ 東経129° 39.1′)
インシデントの概要	プレジャーボートももかは、漂流中、主機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月2日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ももか、4.2トン 292-30173長崎、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力150.78kW、回転数毎分2,900、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油、昭和63年3月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族等5人を乗せ、釣りの目的で、主機を中立運転として漂流中、船長が主機の潤滑油温度の上昇に気付いて主機の点検を行ったものの、潤滑油温度の上昇を抑えることができず、主機の運転を継続することができなくなり、運航不能となった。</p> <p>船長は、主機の運転を継続した場合、主機の焼き付きのおそれがあると判断して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により定係港までえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備業者が点検したところ、主機冷却水ポンプのインペラ軸及び軸受けが経年摩耗により破損していたことが判明した。</p> <p>船長は、平成25年3月に本船を中古で購入したが、購入後に主機冷却水ポンプのインペラ軸及び軸受けの整備を行っていなかった。</p>
分析	本船は、約7年前から主機冷却水ポンプの整備が行われていない状態で運用され、経年摩耗により同ポンプが破損したことから、冷却水圧力が低下し、潤滑油が冷却できなくなって主機を運転することがで

	きなくなり、運航不能となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が約7年前から主機冷却水ポンプ整備が行われていない状態で運用され、経年摩耗により同ポンプが破損したため、冷却水圧力が低下し、潤滑油が冷却できなくなって主機を運転することができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、定期検査の際に主機冷却水ポンプの点検を行うこと。</li><li>・ 船長は、発航前点検時、主機冷却水の排出量を注意して確認すること。</li></ul>